

乗継調整について

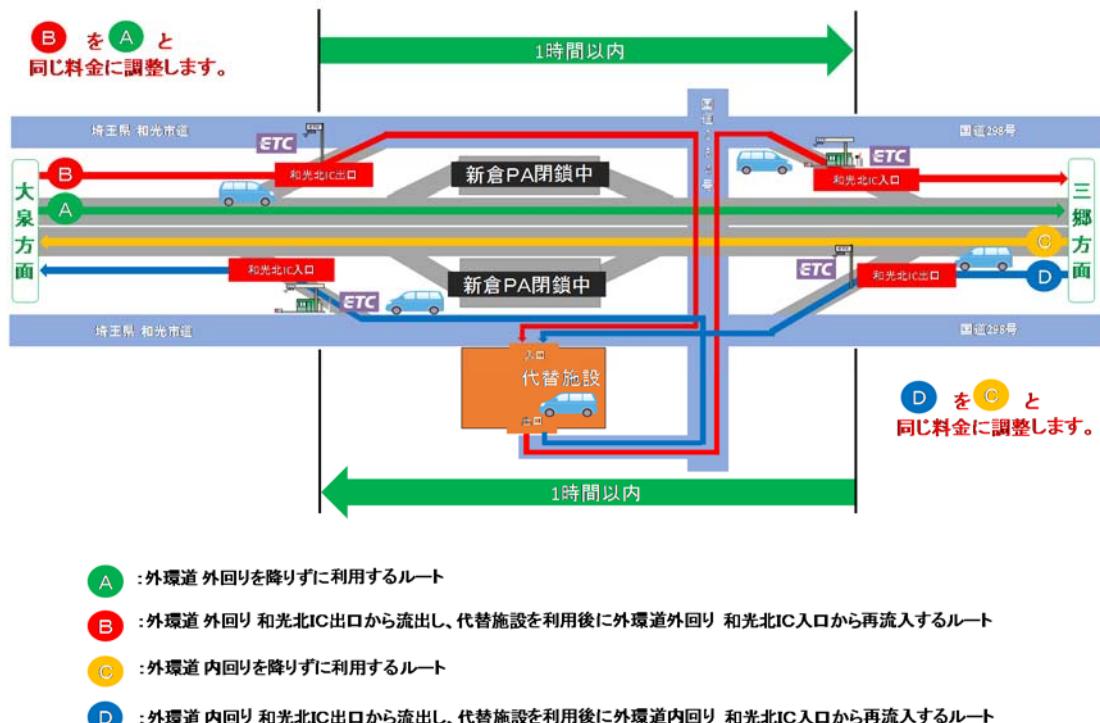
新倉PA閉鎖期間中は、内・外回りの和光北IC出口から流出し、一般道を経由して代替施設をご利用後、内・外回りの和光北IC入口から外環道へ再流入した場合、高速道路を降りずに利用したときと同じ料金に調整します。

なお、乗継調整につきましては時間の制約がございますので、ご注意ください。

《ETCのお客さま》

適用条件

- ① 全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、**入口・出口ともにETC無線通信**でご走行ください。
- ② 和光北IC出口を流出後、代替施設をご利用いただき、**和光北IC出口を流出した時刻から1時間以内に和光北IC入口から再流入**してください。



- (A) : 外環道 外回りを降りずに利用するルート
- (B) : 外環道 外回り 和光北IC出口から流出し、代替施設を利用後に外環道外回り 和光北IC入口から再流入するルート
- (C) : 外環道 内回りを降りずに利用するルート
- (D) : 外環道 内回り 和光北IC出口から流出し、代替施設を利用後に外環道内回り 和光北IC入口から再流入するルート

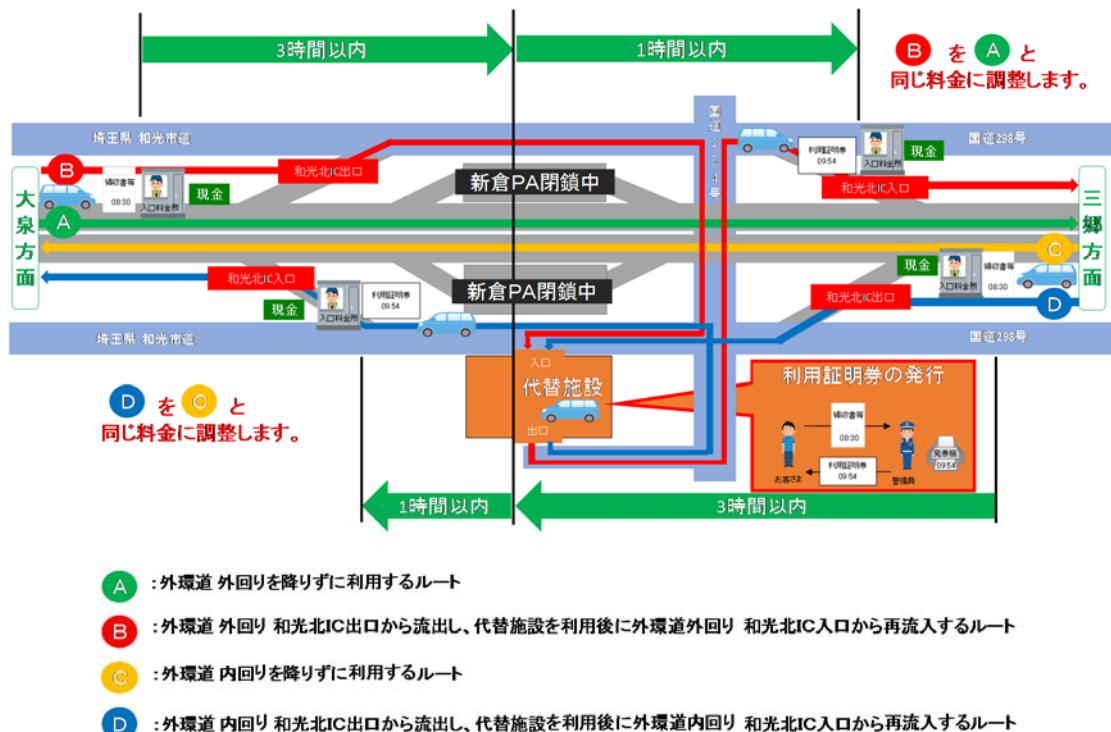
ご注意

- ① 乗り直し前後で支払い手段を変更されると乗継調整の対象外となります。（例：乗り直し前：現金でのお支払 乗り直し後：ETCクレジットカードでのお支払 等）
- ② **和光北IC以外で流出・再流入した場合乗継調整の対象外**となります。また、適用条件におきましては時間の制約がございますので、代替施設をご利用いただく際はご注意願います。
- ③ 出口アンテナでは乗継調整前の金額がご案内されます。後日、カード会社等から請求させていただく際に、乗継調整後の金額となります。また、ETC利用照会サービスでは、ETCクレジットカード・ETCパーソナルカードをご利用のお客さまは、約2週間後に乗継調整後の料金が反映されますが、ETCコーポレートカードは乗継調整後の料金が反映されませんので、ご利用月の請求をご確認願います。
- ④ 適用条件を満たす走行をしたにもかかわらず、乗継調整が適用となっていない場合などは、お手数ですがお客様センターへお申し出をお願いいたします。

《現金等のお客さま》

適用条件

- ① 東京外環道の入口料金所でお渡しする領収書等を失くさずにお持ちください。
(領収書等を失くされると乗継調整の対象とはなりません。)
- ② 和光北IC出口を流出後、代替施設の入り口で警備員が東京外環道の入口料金所で受け取られた領収書等を確認し、利用証明券を発行します。
なお、入口料金所で受け取られた領収書等記載時刻から3時間以内に代替施設に立ち寄りいただいた場合に利用証明券を発行します。
- ③ 利用証明券記載時刻から1時間以内に和光北IC入口から再流入し、料金所係員に利用証明券をお渡しいただければ、乗り直し後の料金はいただけません。なお料金自動精算機をご利用の際は、「係員呼出しボタン」にて係員をお呼び出しあげます。代替施設利用の旨お申出いただき、係員の案内に従ってください。
(利用証明券をお持ちいただけない場合は乗継調整の対象とはなりません。)



ご注意

- ① 乗り直し前後で支払い手段を変更されますと乗継調整の対象外となります。
(例: 乗り直し前: 現金でのお支払 乗り直し後: ETCクレジットカードでのお支払 等)
- ② 和光北IC以外で流出・再流入した場合、乗継調整の対象外となります。また、適用条件につきましては時間の制約がございますので、代替施設をご利用いただく際はご注意願います。
- ③ 同一の領収書等で複数回の利用証明券発行はできません。代替施設にて領収書等の確認後、領収書等の裏面に利用証明券発行済の「しるし」を記載させていただきます。ご了承願います。